

コード番号	3.9.1	業務名	独自調達ソフトウェア
事例	ライセンス媒体を複製するときの申請		

項目	手続	留意点
① 申請	<p>手順1 情報化推進リーダーは「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」を作成し、情報セキュリティ管理者（所属長）の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、各部局の情報化推進員に「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」を提出する。</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）の決裁を受け、毎月20日までに翌月分をソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）に「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」を提出する。</p>	<p>媒体の複製が可能か、必ず事前に使用許諾条件を確認すること。</p> <p>20日までに情報化推進員からの提出がない場合、導入・更新は翌々月となるので注意。</p>
② 許可	<p>情報政策課内部作業</p> <p>手順1 ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）は各部局の情報化推進員に許可書を送付する。</p> <p>手順2 情報化推進員は、ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）から届いた許可書を情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）に供覧し、申請所属へ送付する。</p>	<p>コード番号3.9.2につづく</p>

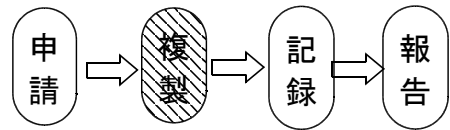
根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 8 対象資産の管理
 (6) ライセンス媒体及び関連記録等の管理
 ④ ライセンス媒体の複製
 資産管理者は、ライセンス媒体の複製物を作成する際の手順を定め、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 5 対象資産調達時の手続
 (10) ライセンス媒体の複製
 使用許諾条件上許される場合には、ライセンス媒体を複製することができる。ただし、ライセンス媒体を複製する場合には、以下の手続きに従わなければならない。
- ① 複製の申請及び報告
 ア 標準ソフトウェア（一括調達）
 資産管理者は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。
 なお、承認後、資産管理者は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。
- イ 独自調達ソフトウェア
 セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。
 なお、承認後、セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。
 また、セキュリティ管理者はライセンス媒体に管理番号を貼付した上で、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入の上、資産管理者に提出しなければならない。
- (11) 記録
 ② 管理台帳、管理台帳データベースへの登録
 キ 複製物の記録
 資産管理者及び情報セキュリティ管理者等は、当該ライセンス媒体を一意に管理するために、複製元と同様に当該ライセンス媒体の複製元のライセンス媒体管理番号を「ライセンス媒体管理台帳」に登録しなければならない。



コード番号	3.9.2	業務名	独自調達ソフトウェア
事例	ライセンス媒体の複製		

項目	手続	留意点
③複製	<p>手順1 情報化推進リーダーは、ライセンス媒体の複製承認後、職員に指示し、速やかに複製する。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、ライセンス媒体が複製されたことを確認する。</p>	<p>コード番号3.9.1のつづき</p> <p>媒体の複製が可能か、必ず事前に使用許諾条件を確認すること。</p> <p>コード番号3.9.3につづく</p>

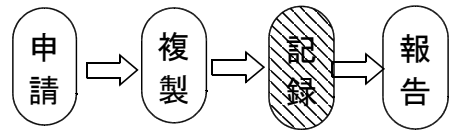
根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 8 対象資産の管理
 - (6) ライセンス媒体及び関連記録等の管理
 - ④ ライセンス媒体の複製
資産管理者は、ライセンス媒体の複製物を作成する際の手順を定め、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 5 対象資産調達時の手続
 - (10) ライセンス媒体の複製
使用許諾条件上許される場合には、ライセンス媒体を複製することができる。ただし、ライセンス媒体を複製する場合には、以下の手続に従わなければならない。
 - ① 複製の申請及び報告
 - ア 標準ソフトウェア(一括調達)
資産管理者は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。
なお、承認後、資産管理者は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。
 - イ 独自調達ソフトウェア
セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。
なお、承認後、セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。
また、セキュリティ管理者はライセンス媒体に管理番号を貼付した上で、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入の上、資産管理者に提出しなければならない。
 - (11) 記録
 - ② 管理台帳、管理台帳データベースへの登録
 - キ 複製物の記録
資産管理者及び情報セキュリティ管理者等は、当該ライセンス媒体を一意に管理するために、複製元と同様に当該ライセンス媒体の複製元のライセンス媒体管理番号を「ライセンス媒体管理台帳」に登録しなければならない。



コード番号	3.9.3	業務名	独自調達ソフトウェア
事例	ライセンス媒体を複製したときの記録		

項目	手続	留意点
④ 記録	<p>手順1 情報化推進リーダーは、ライセンス媒体複製後、複製した媒体に対して、「管理番号発行管理簿（ライセンス、ライセンス媒体）」に付与した管理番号及びソフトウェアの情報を記入する。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは複製したライセンス媒体にライセンス媒体管理番号を貼付する。</p> <p>手順3 情報化推進リーダーは、ライセンス媒体管理番号の付与後、「ライセンス媒体管理台帳」に複製したソフトウェアの情報を記入する。</p>	<p>コード番号3.9.2のつづき</p> <p>ライセンス媒体管理番号の付与 一括調達 → 情報政策課で付与 独自調達 → 所属で付与 (ハードウェア管理番号は、情報政策課で一括管理)</p> <p>管理台帳の変更箇所は赤文字で記入。</p> <p>○管理番号の体系 → 手順書(5-(9)-1)参照</p> <p>○管理番号貼付 ライセンス媒体管理番号: 黄色のシール</p> <p>ライセンス媒体管理番号は「半角」で記入すること。 ライセンス媒体管理番号はライセンス管理番号に3桁の枝番を付し、納品された媒体全てに付与する。 (例) 箱: L-20170-0001-001 CD: L-20170-0001-002</p> <p>○管理番号発行管理簿の記載方法 番号発行日: 和暦で記入 (例: 平成22年12月12日(全角))</p> <p>管理台帳の更新後、情報政策課管理のデータベースに反映するため、台帳の写しの提出が必要。</p> <p>コード番号3.9.4につづく</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

8 対象資産の管理

(6) ライセンス媒体及び関連記録等の管理

④ ライセンス媒体の複製

資産管理者は、ライセンス媒体の複製物を作成する際の手順を定め、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

5 対象資産調達時の手続

(10) ライセンス媒体の複製

使用許諾条件上許される場合には、ライセンス媒体を複製することができる。ただし、ライセンス媒体を複製する場合には、以下の手続きに従わなければならない。

① 複製の申請及び報告

ア 標準ソフトウェア(一括調達)

資産管理者は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。

なお、承認後、資産管理者は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。

イ 独自調達ソフトウェア

セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。

なお、承認後、セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。

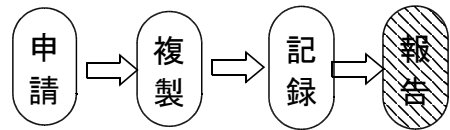
また、セキュリティ管理者はライセンス媒体に管理番号を貼付した上で、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入の上、資産管理者に提出しなければならない。

(11) 記録

② 管理台帳、管理台帳データベースへの登録

キ 複製物の記録

資産管理者及びセキュリティ管理者等は、当該ライセンス媒体を一意に管理するために、複製元と同様に当該ライセンス媒体の複製物のライセンス媒体管理番号を「ライセンス媒体管理台帳」に登録しなければならない。



コード番号	3.9.4	業務名	独自調達ソフトウェア
事例	ライセンス媒体を複製したときの報告		

項目	手続	留意点
⑤ 報告	<p>手順1 情報化推進リーダーは「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」を作成し、「ライセンス媒体管理台帳」とともに情報セキュリティ管理者(所属長)の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、各部局の情報化推進員に「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」と「ライセンス媒体管理台帳」を提出する。</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者(各部局の次長等)の決裁を受け、毎月20日までに翌月分をソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)に「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」と「ライセンス媒体管理台帳」を提出する。</p>	コード番号3.9.3のつづき
⑥ データベースへの反映	<p>情報政策課内部作業</p> <p>ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)は、前月分を毎月10日までに「データベース」に反映する。</p>	「ライセンス媒体管理台帳」の記載内容に不備があった場合は、修正指示をすることあり。

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 8 対象資産の管理
 - (6) ライセンス媒体及び関連記録等の管理
 - ④ ライセンス媒体の複製
資産管理者は、ライセンス媒体の複製物を作成する際の手順を定め、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 5 対象資産調達時の手続
 - (10) ライセンス媒体の複製
使用許諾条件上許される場合には、ライセンス媒体を複製することができる。ただし、ライセンス媒体を複製する場合には、以下の手続きに従わなければならない。
 - ① 複製の申請及び報告
 - ア 標準ソフトウェア(一括調達)
資産管理者は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。
なお、承認後、資産管理者は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。
 - イ 独自調達ソフトウェア
セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体を複製するために、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入し、副統括責任者の承認を得なければならない。
なお、承認後、セキュリティ管理者等は、ライセンス媒体の複製物のために、ライセンス媒体管理番号を付与しなければならない。
また、セキュリティ管理者はライセンス媒体に管理番号を貼付した上で、「ライセンス媒体複製申請書兼報告書」に必要事項を記入の上、資産管理者に提出しなければならない。
 - (11) 記録
 - ② 管理台帳、管理台帳データベースへの登録
キ 複製物の記録
資産管理者及びセキュリティ管理者等は、当該ライセンス媒体を一意に管理するために、複製元と同様に当該ライセンス媒体の複製元のライセンス媒体管理番号を「ライセンス媒体管理台帳」に登録しなければならない。